

第205回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和2年9月8日（火）午後1時30分～3時4分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：石川利江委員、大上俊之委員、久米えみ委員、高瀬達夫委員、
中澤朋代委員（web）、羽鳥栄子委員、藤井さやか委員（web）、
丸田由香里委員、共田武史委員、小泉栄正委員
土井弘次委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 中嶋政幸）
幸田 淳委員代理（関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐 野中泰史）
- ・欠席委員：関美佐子委員、唐木一直委員、武者忠彦委員

1 開 会

（事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

それでは定刻になりましたので、ただいまから第205回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会を担当させていただきます、都市・まちづくり課の小口秀昭と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審議会開催にあたりまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部委員の皆様にはweb会議形式にてご出席していただいております。前方のスクリーンにweb会議の映像を映しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、適宜窓を開け換気を行いますので、ご了承ください。また、クールビズということで、皆様どうぞ上着はお脱ぎいただければと思います。

次に、委員の出席状況についてご報告いたします。現在ご出席いただいております委員は12名でございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。また、関美佐子委員、武者忠彦委員、唐木一直委員からは、欠席の旨あらかじめご連絡をいただいております。

なお、冒頭ご説明しましたとおり、中澤朋代委員、藤井さやか委員にはweb会議でご出席していただいております。映像と音声の確認を兼ねまして、マイクをオンにいただき一言ずついただけますでしょうか。まずは中澤委員さん、お願いします。

（中澤委員）

松本大学の中澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

ありがとうございました。次に藤井委員、お願いします。

（藤井委員）

筑波大学の藤井です。前回に引き続き、よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。音声聞き取りづらいなど審議に支障があれば、その旨ご発言ください。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送しました資料は3種類ございます。ご確認をお願いします。まず、会議次第が1枚、調査審議の議案冊子が1冊、その他資料が1冊の3種類でございます。また、本日お配りしました資料として、「当日配布資料」が1部、追加説明資料が1部ございます。資料の確認につきましては以上でございます。不足などございましたら、事務局までお申しつけください。

次に、本日代理出席の方についてご報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長土井弘次様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長、中嶋政幸様でございます。

次に、農林水産省関東農政局長幸田淳様の代理で、農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐、野中泰史様でございます。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆様が発言される際は、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通してご発言いただくようお願いいたします。その際、なるべくマイクを真つすぐに向けてご発言ください。web出席の委員の皆様が発言を希望される際は、マイクをオンにしてご発言ください。ご発言が終わりましたら、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、調査審議案件1件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。それでは、これより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、大上会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(大上議長)

大上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をいただきまして、審議を慎重かつ効率的に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、議事録署名委員を議長として指名いたします。小泉栄正委員さん、並びに石川利江委員さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(2) 事務報告

(大上議長)

次に、事務報告を求めます。事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 若林都市計画係主任)

事務報告をさせていただきます。私は、都市・まちづくり課の若林巧と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら、受付にて住所、氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますので、よろしくお願ひいたします。なお、本日ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴者を報道機関関係者のみとさせていただいておりますので、ご承知おきください。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について、事務報告を申し上げます。本日お配りしております「当日配布資料」の4ページをご覧ください。

令和2年6月5日に開催しました第204回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号から第3号につきましては、記載のとおり、許可または告示となっております。

次に、前回審議会に付議しました議第3号「須坂都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の容積率の変更について」の資料について、訂正がございますのでご報告申し上げます。「当日配布資料」の5ページをご覧ください。こちらは、前回審議会でお示ししました資料の訂正前・訂正後を並べたものになります。左が訂正後、右が訂正前となっており、訂正箇所を赤字でお示ししております。

容積率10分の10の区域面積及び括弧内に示す旧区域面積について、審議会ではそれぞれ、2,823.7ヘクタール及び2,876ヘクタールとお示しておりましたが、正しくはそれぞれ、2,851.7ヘクタール及び2,904ヘクタールとなります。この訂正箇所ですが、前回審議会においてご審議いただいた部分ではなく、既存の白地地域の面積の記載の誤りであることから、会長にご報告の上、事務手続を進めさせていただきましたので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

以上で事務報告を終わります。

(大上議長)

ありがとうございました。ただいまの事務報告に対して、質疑等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。それでは、事務報告は終了といたします。

(3) 議案審議

調査審議第1号 第7回区域区分(市街化区域・市街化調整区域)の見直しについて

(大上議長)

続いて、これより議案審議に入ります。本日は調査審議案件1件です。長野県の説明の後、委員の意見をいただきますのでお願ひいたします。調査審議ですので採決はありません。

それでは、調査審議第1号「第7回区域区分(市街化区域・市街化調整区域)の見直しについて」の説明をお願ひいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課の竹内浩平と申します。スクリーンを使って説明をさせていただきますけれども、事前にスクリーンと同じ内容の資料をお配りしてございます。そちらも併せてご覧いただきたいと思います。それでは、着座にて説明させていただきます。

調査審議第1号「第7回区域区分の見直し（塩尻都市計画区域、候補地の選定）」について、ご説明いたします。前々回、203回の本審議会におきまして、この区域区分の見直しにおけるフレームの有無の見込みについてご説明をさせていただきました。その際、県内の4つの都市計画区域につきまして、人口フレーム、工業フレームが一定程度あることを説明させていただきました。本日は、そのフレームを用いて、新たに市街化区域に編入すべき区域について、現在、先行して関係機関協議を行っている塩尻都市計画区域における候補地について、その選定方法について説明をさせていただきます。

お手元の資料、1ページの下段をご覧ください。スクリーンと同じものですが、前々回の審議会でも説明させていただいた内容ですが、再度、改めて確認をお願いしたいと思います。

区域区分の計画フローといたしましては、平成27年の国勢調査の数値を用いた平成29年実施の基礎調査、この結果をもとに、左側の上位計画と整合を図りながら、計画フレームの設定を行います。おおむね10年後、令和7年度の常住人口、いわゆる人口フレーム、及び工業等の用地需要予測、いわゆる工業フレームの算出を行います。

資料のほうは2ページになります。上段でございます。こちらが住居系の区域に係る人口フレームの算出フローです。前々回の本審議会で、人口フレームの算出方法は、「行政区域の将来人口」から「都市計画区域外人口」を引いて「都市計画区域人口」を求め、そこから「市街化調整区域人口」を引いて「市街化区域人口」を求めるという説明をさせていただきました。

このことにつきまして、高瀬委員から、単純に市街化区域人口を推計した数値を用いないのはなぜか、行政区域人口から回帰分析をした推計人口を除外していく理由は何か、というご質問をいただきましたので、前回の質問に対する回答を併せてさせていただければと思います。

回答といたしましては、少子高齢型人口減少社会の複雑な人口構造におきまして、より正確な人口推計を行い、適正な規模で必要最小限の市街地の拡大を行うというためです。国立社会保障・人口問題研究所が公表しています市町村別の将来推計は、国勢調査に基づき、コーホート要因法により、男女別、5歳階級別に、死亡、出生、人口移動など各種要因ごとに計算され、複雑な人口構造での推計に適しているとされています。

また、今回見直しを行う長野、松本ほか4市1町は、いずれも既に人口減少が進んでいる一方で、市街化区域内に限って見てみますと、都市型居住志向の高まりなどから、一貫して市街化区域内の人口が増加しております。このことをトレンド回帰して推計値を求めた結果、あくまで参考値ではありますが、今回ご提案させていただくフレームと比較いたしますと、各都市1.3倍から2.5倍程度の規模になります。

今回の見直しにおきましては、各都市の全体の状況、将来動向を踏まえた中で、農林漁業と調和を図りつつ、適正な規模で必要最小限の拡大とするため、本日お示しの計算方法にさ

せていただければというふうに考えております。

資料、2ページ下段でございます。次に、こちらも前々回お示ししているものですが、工業等の用地需要予測について、それぞれの都市計画区域で工業統計による製造品出荷額の数値を用い、企業物価指数を考慮したデフレーター補正を行った数値で回帰分析を行い、令和7年度の製造品出荷額を推計いたします。

その将来の製造品出荷額推計値を過去6年間の敷地生産性、つまり敷地面積当たりの工業出荷額の平均で除して、将来に必要な用地需要規模である工業系市街化区域を算定いたします。また工業用地においても、計画フレームで算出した将来の工業系市街化区域、用地需要面積から現状の市街化区域内工業用地需要面積を差し引いた面積が多ければ、工業系の用地需要に伴う新たな市街地整備が必要ということになります。

資料の3ページ上段になります。こちらも前々回の本審議会でご提示させていただいたものですが、現在検討を行っている都市のフレームをお示ししています。基準年を平成27年とし、10年後の令和7年を予測したものです。保留人口欄、製造品出荷額欄には、それぞれ数字が入るわけですが、現在、引き続き関係機関と協議中であるため、本日は「○」「―」の、有無のみの表示をさせていただいております。

先ほど冒頭で説明しましたとおり、人口フレームについては、須坂都市計画を除き、一定程度のフレームがあるものと考えております。また、拡大需要のない須坂都市計画につきましては、現状の人口密度を維持する方向で考えていきたいと思っております。工業フレームにつきましては、各都市とも一定程度のフレームがあると考えております。

下段になりますけれども、ここから候補地の選定についてご説明を申し上げます。まず、考え方といたしまして、平成14年11月1日に通知されております「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき、考え方を整理した上で適地を選定していきます。この調整措置は、区域区分が都市計画区域を単位として策定される根幹的な土地利用計画であって、用途地域や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画がこれと一体的に定められ、将来の農林漁業に関する土地利用及び諸施策等々に直接重大な関連を有するということから、調整措置が定められております。

併せて、長野県で策定いたしました「第7回区域区分見直し方針」との整合を確認しながら、候補地の抽出をしております。

資料のほうは4ページ上段をお願いいたします。こちらは、以前配布しております「第7回区域区分見直し方針」ですが、記載内容と整合しているかを確認し、候補地を抽出いたします。

具体的には3項目を掲げてございます。(1)住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域について、必要最小限とする。2つ目としまして、産業用地については、工業出荷額等のデータからの推計、各都市の産業に関する将来ビジョンや政策を踏まえ、需要に適切に対応できる規模の区域を農林漁業との健全な調和を図った上で市街化区域に編入する。3つ目として、既に市街化した土地の区域についても、土地利用の動向や社会基盤の整備状況を踏まえた上で、市街化区域への編入を検討する、と3項目を掲げております。

これら県の見直し方針、また、調整措置の考え方を踏まえまして、4つの観点、確認をしてまいります。計画に係る市街化区域の規模、配置、また、都市計画区域における人口及び産業の将来見通し、これらを収容するのに必要な市街地面積、また、当該都市の発展動向を勘案するなど法令等に定める基準に適合したものであるかどうか。これらを確認した上で、農林漁業に関する土地利用との関係の検討を行うことが望ましいとされています。

農政部局との協議にあたっては、都市的な視点と農業的な視点を相互に確認しながら進めてまいります。具体的には、都市的視点である都市計画における各種上位計画や市街地発展の動向、災害危険区域等の自然的条件、交通条件、それから、農業的視点である市街化区域内の適地の有無、農業振興地域以外での適地の有無、都市的土地利用への確実性などを総合的に判断いたしまして、選定いたします。

資料、5ページの上段をご覧ください。こちらは、前々回の本審議会においてお示ししましたフレームの検討状況ですが、人口フレーム及び工業フレームにつきまして、現在協議中ではありますが、一定程度確保できる見込みです。

今回の定期見直しにおける、塩尻都市計画区域で進めている工業フレーム、これを用いて、新たに市街化区域に編入する候補地について、具体的に説明をいたします。

資料の5ページ下段になります。まず、今回、工業フレームを割り当てる場所につきまして、都市的視点を整理いたします。各種都市計画における上位計画での位置づけ、当該都市の発展動向及び交通施設等の配置状況について確認をいたします。具体的には、県が定めております区域マスタープランをはじめ、市町村が定める立地適正化計画、これらに即した場所である必要があります。

資料の6ページ、お願いいたします。各種の計画につきまして位置づけを確認する中で、塩尻都市計画区域マスタープランにおいて工業系ゾーンとしての位置づけがある場所、塩尻市都市計画マスタープランにおいて工業拠点に位置づけがある場所、塩尻市立地適正化計画において産業誘導区域の位置づけがある場所について検討いたします。

第5次塩尻市総合計画、塩尻市国土利用計画に記載のある内容との整合、都市の発展動向及び交通施設等の配置状況について、インターチェンジや国道、また、鉄道、空港などへのアクセス、これらを考慮して、候補地を選定してまいります。

資料、7ページをご覧ください。続きまして、農業的視点の観点から候補地を選定してまいります。優先順位の第1位としましては、現在の市街化区域の中に未利用地、その中に候補地がないかという確認を行います。今回の場合、一定程度の規模が必要となり、現在の市街化区域内にはまとまった適地がないと判断をしております。

その次に、市街化調整区域の中で都市計画の上位計画に適合し、市街化区域に隣接する候補地を抽出いたします。ここでは、周辺が全て農業振興地域に指定されていることから、これについても該当はございません。

3番目としまして、市街化調整区域内の農業振興地域内の白地地域から候補地を探し、ここで該当する箇所を候補地として探します。今回はこれに該当し、これらを候補地として、現在進めております。この段階で候補地がない場合は、第4位の農業振興地域内のいわゆる青地のところから選定するという考え方になります。

7ページ下段になります。ここで、まずは農業振興地域内の青地・白地という、今説明を

させていただきましたけれども、これにつきまして、若干説明をさせていただきます。まず、区域区分とは、本審議会の中で既に説明をしておりますけれども、市街化区域と市街化調整区域を分けるものを言いまして、通称「線引き」と言われております。文字どおり、市街化区域は、既に市街地を形成しているところ、また、今後おおむね10年以内に市街化を進めるべきところ。市街化調整区域は、市街化を抑制すべきところでございます。

市街化調整区域の中では、農林漁業用の建物の建築や一定規模以上の計画的な開発以外は、許可が行われないことになっております。その市街化調整区域内に、都道府県知事は農林水産大臣と協議し、基本指針に基づき農業振興地域整備基本方針を定め、これに基づき都道府県知事は農業振興地域を指定することができます。

農業振興地域内においては、今後10年以上にわたり農業利用を確保するため、農地以外の利用を厳しく制限している農地を農業振興地域内農用地区域内農地と言い、これをいわゆる「農振農用地」または「青地」というふうに呼んでおります。青地以外の部分を農業振興地域内農用地区域外農地、青地に対して「白地」と呼んでおります。特徴としましては、農地の集団性が低く、土地改良事業などを実施していないなどの理由から青地の指定がされておらず、青地と比較いたしますと農地以外への規制は比較的緩くなっております。また、農振除外は必要ありませんけれども、農地転用は必要ということになります。

8ページの上段をお願いいたします。こちらが塩尻市における農業振興地域の図面です。オレンジ色がかかっている部分が市街化区域でありまして、その周辺に黄色い部分が広がっています。これが青地と呼ばれる農業振興地域内農用地区域内農地、いわゆる青地です。黄色以外の白色の部分から調整措置に基づき候補地を抽出いたしました結果、4か所、候補地を選定いたしました。

8ページの下段、これが4か所の候補地になります。いずれも市街化区域に隣接した農振の白地地域を候補地としております。

9ページの上段をご覧くださいと思います。ここからは、各候補地について説明をさせていただきます。こちらが候補地1か所目の（仮称）塩尻北部公園周辺地区です。面積が12.4ヘクタールでございます。下段が航空写真になります。北部公園のグラウンドが区域の中に含まれておりまして、区域東側にはプラント施設が設置されております。

10ページをご覧くださいと思います。こちらが2か所目の候補地の野村北東地区になります。面積が24.5ヘクタール。航空写真を見ていただきますと、区域の半分程度、住宅地として土地利用がされている状況になります。

続きまして、11ページが3か所目の候補地、野村桔梗ヶ原地区（北）であります。こちらは面積が12.7ヘクタール。航空写真を見ていただきますと、こちらは、大部分が農地として土地利用がされているという状況になります。

続きまして、12ページ、こちらが4か所目の野村桔梗ヶ原地区（南）であります。面積が16.7ヘクタール。一部宅地として土地利用がございますが、大部分は農地という状況になります。

資料のほう、13ページをご覧ください。この4か所につきまして、それぞれ調整措置に基づきまして、都市的視点と農業的視点で比較した結果をまとめております。現況の土地利用や周辺環境、地元の同意形成、面積などから総合的に評価しまして、「野村桔梗ヶ原地区

(北)」の評価が高い結果となっております。

野村桔梗ヶ原地区(北)につきましては、塩尻市より都市計画法第15条の2に基づく「案の申し出」がなされていることと、今回の比較検討の結果、最適候補地であることから、この野村桔梗ヶ原地区(北)について、引き続き農林調整を進めてまいりたいと考えております。なお、すみません、事前送付しました資料に「(北)」の字が抜けておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

資料の14ページをご覧くださいと思います。この野村桔梗ヶ原地区(北)につきましては、土地区画整理事業で整備を行う予定でありまして、現在、準備組合が設立されております。概要につきましては現時点のものでありますけれども、参考としまして、地区内は主に現在住まわれている方の住宅用地、これが1.7ヘクタールほど。それから新たな工業系の工業用地、これが8.8ヘクタールとなっております。また、この地区につきましては、住工が調和して共存するまちづくりを進めるために、市街化区域への編入と同時に地区計画を定める予定で進めております。

14ページ下段ですが、最後に今後のスケジュールについてご説明をいたします。区域区分につきましては、関係機関と具体的な箇所について協議を行い、協議が整い次第、公聴会を予定しております。また、区域区分の見直しにあたりましては、上位計画であります区域マスタープラン、こちらのほうも策定、改定を進めておりまして、同時並行で手続を進めてまいります。

令和2年の公聴会におきましては、県決定である区域マスタープラン、区域区分、それから市決定であります用途地域、地区計画、それから下水道区域、これらを併せて決定を行っていく予定でございます。その後、県の総合計画審議会、都市計画決定の手続を行いまして、本審議会にお諮りした上で、国土交通大臣に協議、同意を得た上で、令和3年4月に決定告示を行っていく予定で進めております。

本審議会にお諮りする予定としましては、塩尻都市計画区域を先行して進めておりますけれども、引き続き、長野・須坂・松本、これらにつきましても同時に進めて、記載のようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。今後、関係機関等の協議によりまして変更となる可能性があります。現時点での予定ということでご了承をお願いしたいと思います。説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(大上議長)

ありがとうございました。ただいま、塩尻地区の塩尻都市計画区域の候補地の選定について、事務局より説明をいただきました。何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

見直しの基本方針原則に基づいて、塩尻都市計画区域内での比較検討を行った結果、野村桔梗ヶ原地区(北)をまず候補地としますよと。と同時に、塩尻市のほうから案の申し出がありましたということが1点で、今後は農林調整を、この桔梗ヶ原地区(北)について、調整を進めていくということが結論です。

その前段として、前々回のその市街化区域等々の計算基準方法について、高瀬委員から指摘された質問についての回答がありました。大きくこの2点かと思っておりますけれども、いかが

ですか。まず高瀬委員、よろしいですか。前々回の質問事項については、それで承知しましたということですね。

ではもう一個の本日の審議案件の大きな結論、結果について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(中澤委員)

よろしいでしょうか。

(大上議長)

お願いいたします。

(中澤委員)

結論へのコメントではなくて、候補地の選定についてちょっと質問をさせていただきたいと思うんですが。本日の配布資料の7ページの下段の資料になりますが、第3位の農業振興地域内の白地から選定というところなんですけれども。農業振興の優先順位が低いところからということになるんですが。農地はそもそも災害に対して脆弱な地形ではないかどうかというふうな、例えば判断基準というのは、この候補地になる際に、新たな評価基準というかですね。それから、そのときの対策として、それが検討されているのかどうか。今後、台風の災害というのもございますけれども、様々な災害の発生も予測される中で、こういった農地の使い方として、ここが適切だということが評価できるような視点があるのかどうかということを質問させていただきたいと思います。お願いします。

(大上議長)

県のほう、よろしいですか。お願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

ただいまのご質問、候補地の選定にあたって、災害等の危険に対する検討がなされているかというご質問でよろしいでしょうか。

(中澤委員)

はい、結構です。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

資料のほう、4ページにもちょっと下段に記載してございますが、新たに市街化区域に編入する区域については、都市的視点の中でも、自然的条件、災害の危険度といったものを勘案した中で、市街化区域に編入すべきかどうかということについて検討をいたします。

これにつきましては、都市計画法の中でも市街化区域に定めるべきではない区域というのが明確に示されておりまして、具体的に申しますと、土砂災害防止法の危険区域、それから水害等が極めて危険な、建築規制がされるような水害の危険区域といったものが、都市計

画法の中でも市街化区域に定めるべきではない区域ということが明確化されております。その点につきまして、すみません、本日資料には示してございませんが、確認を行っております。これら、今回4か所の区域につきましては、土砂災害防止法の危険区域が含まれていないかどうか、それから一級河川等の水害の危険性がないかどうかについて、事前に確認を行っております。

ちなみに、この最も優先的に進めていきます桔梗ヶ原の北区域につきましては、ちょっと箇所図面に戻っていただきまして、資料11ページが桔梗ヶ原地区（北）の位置図、下が写真になっていますが、この場所は周辺に比べると、若干高台みたいな形の場所がございます。ちょっと航空写真では高低差が分かりづらいですが、若干高い位置にありまして、東側には一級河川の県が管理する田川という川がございます。田川の右岸側、これ、北へ向かって流れておりますので、田川の右岸側、東側に浸水区域が存在いたします。その田川の左側に、若干緑の帯状にこう木が生えているところが分かるかと思うんですが、ここがちょっと高低差がある崖地になっておりまして、ここに土砂災害防止法の区域が指定されております。それ以外には、それらの危険区域は存在しないという。このエリアの付近には、野村公民館ですとか、それから運動場等の避難施設、避難場所があるということで、今回編入を検討する箇所につきましては一応安全性を確認しているということでございます。以上です。

(中澤委員)

ご説明ありがとうございました。少子化も進む中で開発を進めている、周辺の安全と住民の了解を得て進めるという中で、市街地を開発していくということで、了解いたしました。

(大上議長)

ありがとうございました。そのほか、ご質問、ご意見あったら発言をお願いします。

(高瀬委員)

すみません、聞き落としていたら申し訳ないんですけども、その11ページのこの上段と下段で、図の形が、候補地の、先ほど崖と説明されたところがこれは入っているんですか。どっちが正しいんですか。上段ではその崖の部分が恐らく入っているのか、下の部分の囲いの中だと入っていないんですけれども、どちらが正しいんでしょうか。

(大上議長)

お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

高瀬委員ご指摘のとおり、すみません、上と下で、若干エリアの区域取りが間違っておりまして、下段の航空写真の形が正しいということになります。すみません、上は若干その樹林地も含んだ形で色を塗りつぶしてありますが、それは間違っておりますので、できましたらこの場で修正をお願いしたいと思います。

(大上議長)

上段の赤で塗っている区域の範囲の図が間違いですよということですね。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

そうです、すみません。申し訳ありません。

(高瀬委員)

すみません、それで、それに関連しまして、この樹林地と言われる部分の北側。これ、工業系の、航空写真のイメージからすると、住宅地というより工業系の工場なのかなと思うんですけれども。そういう解釈でよろしいですか。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

上の図面が、これ、都市計画の用途地域を塗った図面になっております。ご覧いただきますとおり、青色系の、今色が塗られていますが、用途地域の工業地域になっております。下の写真でも、見ていただければ何となくですが、一般の住宅ではなくて大きな建物の工場等の敷地が広がっているという状況の場所になります。

(高瀬委員)

そうしますと、この樹林地というのはこの高低差が結構あるんですか。これ、一体的にこう、この平面上ですと、何か一体的に整備が進められていくのかなと。その立適にもそういう指定を、そういうゾーンですか、ゾーンの、塩尻さんの計画の中でもそういうエリアだという、多分位置づけで、ここもそのようにつくっていくんでしょうか。その上はできるのか、そういうことは全然関係ないですか。できないですか。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

まず、高低差ですけれども、下の点線で囲まれた、現在検討している場所と、その北側の既に市街化区域になっている場所、概略ですが、5～6mの高低差があるというイメージかなと。この、今回検討している場所のほうがちょっと高く、その北側のほうが少し低いという状況になっています。

その間については、現在、14ページのこの区画整理事業の参考図を見ていただければ、ちょっと下のベースの図面の中にも現在の道路が何となくうっすらと写っているかと思うんですが、今回の開発エリアから接続される道路は2路線ほど通じているという、地形的にはそういった状況でございます。

(高瀬委員)

そうすると一体的な整備ができるということですね。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

整備につきましては、現状が樹林地ということ・・・

(高瀬委員)

いや、その場所を開発とは全く私も思っていないで、その上と一体的にそのゾーンとして、塩尻市さんが指定されたのを検討されていくってところの位置づけなんだということさえ確認できれば別にいいわけなので。すみません。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

申し訳ありません。もうちょっと広い目を見て、その工業系の一帯として土地利用を図っていく区域ということで考えているということでございます。

(大上議長)

そのほかございましたら、お願いいたします。はい、お願いします。

(久米委員)

すみません、もしかしたら、私、前に質問があったときのこととかぶっちゃうのかもしれないんですけども。13ページの候補地の選定についてというところで、北と南が、ほとんど条件が一緒で、ただ、きっと準備組合の設立「○」と、反対あり「×」の、この部分だけが違うということで、結果として総合評価の「○」と「△」になったという読み方でよろしいんですか。それと、反対ありという内容は、どういったことが反対だったのかをちょっとお聞きしたいなと思いました。以上です。

(大上議長)

長野県さん、お願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

この候補地検討評価の中で、選定の考え方としましては、やはり、まずその市街化区域に編入すべき区域というのは、この先10年以内に確実に市街化が図れて緊急性が高いということが前提となっておりますので、やはり地元合意というものがないと確実性が担保されないということで、評価の中では「×」とさせていただいております。

反対の内容につきましては、恐れ入りますが、本日塩尻市が出席しておりますので、もしあれなら塩尻市さんのほうからご回答をいただければと思いますが、会長さんのほうでちょっとお計らいいただければと思いますけれども。

(大上議長)

塩尻市さん、お見えですか、お願いいたします。

(塩尻市 都市計画課 武居課長補佐兼計画係長)

こんにちは。いつもお世話になっております塩尻市の都市計画課の武居と申します。どうぞよろしくお願いたします。ただいまお話のありました野村桔梗ヶ原地区、北と南がござ

います。塩尻市がこちらの工業系の土地区画整理事業をやろうとして地元に入った際には、北も南も一緒に、地元の説明会ですとか、地権者を集めて、今後どうしましょうかという協議をさせていただきました。

その中で、今お話のありました南側の部分につきましては、既に昔から居住されている方、建付地の方がいらっしゃるしまして、その方たちがどうしてもこの時点での区画整理ですとか市街化編入というのは、賛成できないというところで、何度か協議を重ねてまいったんですけども、今のところ早い段階で工業団地を造成できるというのは北になったというような経過がございます。以上です。

(大上議長)

久米委員さん、いかがですか。

(藤井委員)

藤井です。よろしいでしょうか。

(大上議長)

ちょっとお待ちください。久米委員さん、今のご回答に対して。

(久米委員)

早い段階で工業地域になるのがOKだというのが北だったという説明なんですけれども。航空写真を見る限りやっぱりほとんど農地になっている場所だと思うので、それが、後継者がいらっしゃらないとかいろいろな理由があって、もう手放したいという方、この地域の北の方たちが、農業を続けることもできないし、土地として手放しても市街化区域になることに同意したという、そういうお話なんです。分かりました。

もう1点だけ聞いていいですか。先ほど高瀬先生も聞いたこのグリーンベルトみたいになっている工業地域との間の、この林の部分なんですけど。高低差があるというお話もあって、この樹林とか林の部分は、防砂林とか何か環境的に役目があるエリアではないんですか。すみません、もう一個別な質問をしてしまいました。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

委員ご指摘のとおり、ただの樹林地というだけではなく、塩尻市の環境白書の中でも「野村九里巾段丘林」という名前で指定がされておりまして、里山保全指定地域ということで、市の中でも保全すべき樹林地ということで指定がされている場所ということになっております。よろしいでしょうか。

(久米委員)

残さなければならぬエリアなんです、そういうふう環境的に。そこの両サイドを工業地域にしてしまうことで問題は発生しないんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹兼都市計画係長)

今回、その樹林地のエリアは含まれておりませんし、これは今まだ準備段階ですので、どういった企業がそこに入ってくるかということもまだ計画段階なので確実なことではございませんが、その環境を悪化させるような企業は入らないということも聞いておりますし、そういったことも踏まえた上で、また、都市のサイドから見ましても、やはりこういった市街地の中に保全すべき樹林地が含まれるということについては望ましい形かと思っておりますので、そういった形で区域取りを考えていきたいというふうに考えております。

(久米委員)

分かりました。

(大上議長)

どうもありがとうございました。藤井委員さん、すみません、お願いいたします。

(藤井委員)

ありがとうございます。2点、お伺いしたいと思います。4つの候補地の中からこの今回の候補案が、北地区が対象ということはよく分かりましたが、この周辺を拝見しますと、まず北東に中学校や保育園があって、南西には住宅地が広がっているように見えます。ここが工業団地になるということで、そういった住環境への配慮というのはどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

それからもう1点が、周辺が非常に道路が狭いように見受けられますが、14ページ上段の土地区画整理事業の内容を見ますと、地区内に道路が整備されるようではございますけれども、ここから搬出入のトラックなどが出ていくような周辺地区の道路の整備というのがちょっと狭い道路が多いように見えますので、そのあたりどれぐらい検討されているのか、お伺いしたいと思います。

(大上議長)

これは、塩尻市さんに答えていただいたほうがいいですね。塩尻市さん、お願いします。

(塩尻市 都市計画課 武居課長補佐兼計画係長)

まず、ご質問のありました周辺の環境の関係でございますけれども、先ほどから申し上げているように、この地域、工業系の用途を市の中で考えておりまして、工業系の用途の中にも地区計画を策定いたしまして、特にその環境面にも配慮した形の土地利用を考えていきたいと思っております。

それと周辺の道路の関係でございますけれども、こちら、先ほどの地図で14ページをご覧いただければと思いますが、先ほどもご説明していただきましたように、今回の土地区画整理事業、市街化編入等に合わせまして、周辺の都市計画道路、南北の道、こちらは塩尻市の広丘東通線という都市計画道路でございます。こちらと、東西に走っている都市計画道路、こちらは都市計画道路の高原通線という12mの都市計画道路があります。こちらにつきまし

でも区画整理と同時に施工してまいりますし、南北の都市計画道路、特に北につきましては、これまでに整備された都市計画道路がございますので、その接続までを今回の区画整理に合わせて行くと。その後は、南側に都市計画道路を随時改良して広げていくというような、今予定を持っております。以上です。

(藤井委員)

ありがとうございます。ちょっと南側が、特に道路がまだ狭いように見えたので、ちょっと心配をしました。あと、周りへの配慮ということで、住居系の地域は恐らく境界部に配置されているんですけども。この地区の外側の住宅地が、工業系の用途地域とはいえ住宅地が広がっているんですが、そこに対しての何らかの配慮というか、今後地区計画などを入れるとか、環境を守るような取組はされるご予定はあるのでしょうか。

(大上会長)

お願いします。

(塩尻市 都市計画課 武居課長補佐兼計画係長)

現在のところ、地区計画に関しましては、今回のこの12.7ヘクタール、区画整理の事業地内を予定しています。工業系の用途から既設の住宅地等へのはざまにつきましては、緩衝帯等、地区で設けたりして、環境が保てるような形。その後、まださらに騒音の問題ですとか、今後、新たな工場等できた段階で、環境面に対する施策が必要であれば、その時点でまた検討してまいりたいと考えております。以上です。

(藤井委員)

ありがとうございます。かなり緑の多い住宅も含まれているようなので、将来的には配慮して差し上げられるといいのかなと思いました。以上です。

(大上議長)

そのほか、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。webにてご出席の中澤委員さん、藤井委員さん、よろしいですか。

(中澤委員)

では一つお願いします。

(大上議長)

お願いいたします。

(中澤委員)

今、いろいろと説明を伺いまして、資料の11ページの下段の用途工業地域につながる森林の部分があり、図で飛び出た部分がまさに保全対象の森林であることが、今のやり取りで理

解ができました。訂正される前の図には森林が含まれており、当初、この樹林帯が開発の候補地になっていた時期もあったのか、それはちょっと分かりませんが、保全の議論が今始まっているように感じました。道路もこの森林を縦断するよう入れる計画のようですので、樹林帯は、四方を道路に挟まれた空間になるのかなということ、今、聞いて想像しております。

塩尻市の市民の皆さんも、この道路により隔絶される森林環境の保全を、今後考えていくかもしれませんけれども、樹林帯が1か所に残されていくというところについて、また、今後、どうやってまちづくりをしていくのか。工業地帯の中でもすべてが建物でなく、自然を残し、調和した形での開発が可能です。どのように行われるのか、環境配慮は必要と、これは感想だけですけれども。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

すみません、中澤先生、ちょっとこちらのほうで聞き取りにくかったのですが、今回はこの場所を市街化区域の編入の候補箇所として絞っていくということなんです、それ以外も含めて塩尻のまちづくりのことをおっしゃられたのかどうか、すみません、ちょっと後半のほうがよく聞こえなかったもので、もう一度、すみません。

(中澤委員)

ちょっと音がきれいに入ってないですか。音は入っていますか。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

入っていますね、はい。

(中澤委員)

入っていますか、分かりました。多分ちょっとニュアンスでお伝えしたので、申し上げますと、この樹林帯の部分が孤立するので、この区内の工業地帯の今後のあり方も含めて、どうなるのかというのが、個人的には気になると思いますけれども。議題にしている選定の条件としては、それでよろしいのではないかと思います。以上です。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

ご心配いただいているのも、私もごもつともだなと思っております。ここの緑をどういうふうに保全できるかというのを非常に私も注目していて、塩尻市に対しては、ここを保全するのが、今の先ほどの市だけの独自の任意的なものなので、もうちょっと法律のかかったもので何か担保できないかというのは、今助言をしているところです。いずれにしても、この一帯のこのグリーンベルトは残すべき緑だと考えておりますので、それが永久的に担保できるようにということで、最小限の開発、道路を含めて、とどめるように、今後引き続き塩尻市のほうへは意見を申し上げていきたいと考えてございます。

なお、先ほど藤井先生からもお話しいただきましたが、工業系が、塩尻のまちづくりというのは、もともと周辺の集落がありまして、真ん中に工業系を集めて色を塗ってあると。そ

ここに大きい工場を誘致してきたという、まちのこの歴史があります。ですから、何でか分からないけど、19号にみんな工業系が塗られていると、これが塩尻の特色あるまちづくりということで。周辺にある市街化調整区域の集落が維持されてこそ、この真ん中も維持されているという、バランスが取れたまちづくりを進められてきております。

今後なんですが、いずれにしても、先ほどフレームがありますというふうに申し上げましたけれど、県としましては、確実性がない都市的土地利用がされないものは市街化区域に編入すべきではないということですので、さっきの候補にありましたところも、個人のいろいろ反対等で行っている部分については、ばら建ちのものができるといことなので、いわゆる面的な整備がされない限り、区域の拡大をする気はないということでございます。その中では、確実に地区計画も担保して一緒に決めるということ。今回のところは、工業系が多いので、工場の敷地側のほうに、全て緑地にしてもらうように、それも塩尻市のほうへ申し上げているということでございます。法律で担保できるものはちゃんとしてほしいなということは、今後候補を絞り込んでいく中でお願いをしていきたいと。県も、その確実性を確認してから市街化区域への編入をお願いしてまいりたいと考えてございます。

(大上議長)

よろしいでしょうか。そのほかございますか。ということで、いろいろなご意見を頂戴いたしました。特に今後の開発のあり方ですか、環境面をよく配慮して都市づくりを行ってくださいということを、県としても注意しながら、鋭意注意しながら、目を光らせて意見を申し上げていきたいということのようです。では、そういうことで、今頂戴いたしました意見などを反映していただければというふうに思います。この件につきましては、これをもって終わりにしたいと思いますけれども、よろしいですね。

(4) その他

ア (仮称) 都市計画道路諏訪バイパスの環境影響評価と都市計画手続について

(大上議長)

それでは、次に次第のその他へ移ります。最初にア「(仮称)都市計画道路諏訪バイパスの環境影響評価と都市計画決定手続について」の説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

建設部都市・まちづくり課の宮崎正樹と申します。座って説明させていただきます。

それでは、「(仮称)都市計画道路諏訪バイパスの環境影響評価と都市計画手続について」、説明いたします。その他の資料1をご覧ください。お手元の資料とスクリーン及びモニターに示します資料は同様のものですので、見やすい方をご覧ください。

2ページをお願いします。はじめに諏訪バイパスの概要について説明いたします。都市計画審議会においても、平成29年2月、6月、11月に事業の進捗状況について説明させていただいておりますが、現在の状況と今後の予定につきまして報告させていただきます。

諏訪バイパスは、諏訪市と下諏訪町間の円滑な移動を確保するための交通機能を備えた延長約11kmの主要幹線街路であり、諏訪地域の都市及び主要な施設を連絡し、中央自動車道を補完しますとともに、一般国道20号及び市街地の交通混雑緩和を図るため、昭和47年に都市計画決定しています。

また、平成2年には、岡谷市区間の下諏訪岡谷バイパスのルート発表に伴い、有効な土地利用を図るとともに交通の円滑な処理をするため、一部区域及び構造等の都市計画変更を行っております。前後区間の下諏訪岡谷バイパス及び茅野市側の坂室バイパスは、現在整備が進められており、これらに接続する諏訪バイパスを整備することでネットワーク全体の機能向上が図られます。しかし、今現在、当該区間は未整備となっております。

一般国道20号の対象区間では、異常な豪雨に伴う道路冠水により交通不能が過去に複数回発生しており、また、JR中央本線の踏切遮断による交通渋滞や交通事故などの交通障害が継続しており、これらによる地域経済への影響が大きくなっております。県としては、これまでの社会経済状況や交通状況等を踏まえ、「交通の円滑化」「交通安全の確保」「地域産業の活性化」「安心・快適な暮らしづくり」の機能を有する道路として、道路の規模や位置、構造などを検討し、都市計画変更をしてみたいと考えております。

諏訪バイパスの当該区間については、平成25年から、事業予定者である国土交通省関東地方整備局が地域からの意見を聞きながら計画段階において事業の評価を行います計画段階評価の手続を実施しており、平成28年11月に500mのルート帯が決定されました。

諏訪バイパスは一般国道のバイパスの新設事業であり、道路の規模から環境影響評価法の第一種事業に該当します。そのため、事業予定者である関東地方整備局が環境影響評価法に基づく計画段階配慮書の手続を行ってきました。その後、平成28年12月に都市計画決定権者である長野県知事より、事業予定者である関東地方整備局長あてに都市計画法に基づく事務手続を行うことを環境影響評価法の規定により通知しました。これにより都市計画決定権者である長野県が、事業予定者である関東地方整備局に代わり、環境影響評価方法書以降の手続を都市計画の手続と併せて行っております。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらには、環境影響評価と都市計画の大まかな手続の流れを示しています。現在、環境影響評価の手続については、中段の調査・予測及び評価を行い、環境影響評価準備書の作成を行っている段階です。また、都市計画の手続につきましては、来週の9月14日の地元説明会を皮切りに、都市計画の手続や都市計画原案などについて段階的に説明を行い公聴会を開催するなど、地域の皆様のご意見をお聞きしながら都市計画の案を作成してまいります。

環境影響評価準備書及び都市計画の案を作成しましたら、双方を同時に公告・縦覧することが環境影響評価法で定められております。縦覧したものについて、地域の意見をいただく機会を設け、その意見を踏まえて検討した環境影響評価書を作成し、都市計画の案とともに都市計画審議会の審議等を経まして、都市計画決定することとなります。

4ページをお願いいたします。4ページには、都市計画アセスの概略フローを示しております。上段に示しております環境影響評価の手続の流れに対し、事業予定者及び都市計画決定権者それぞれの手続を示しております。フローの左側にあります二点鎖線が、都市計画法に基づく事務手続を行うことを通知した平成28年12月の時点であり、この時点から事業予定

者より環境影響評価の手続を引き継いでおります。また、ページ中央にあります点線が、現在の時点フローの中に示したものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。ここでは、今後の手続の流れについて説明いたします。今後、ルート原案の説明会、都市計画原案の作成、都市計画原案の説明会と進め、これらと合わせ、管理者や関係機関等への協議などを行う必要があります。先ほどの手続の流れの説明において少しお話しさせていただきましたが、来週9月14日の地元説明会を皮切りに、これらの説明会や協議などを事業予定者や市町村と連携しながら進めてまいります。その後、都市計画原案に係る公聴会を開催し、地域の皆様のご意見を伺いながら都市計画の案を作成いたします。そして、環境影響評価準備書と都市計画の案を同時に公告・縦覧を行うこととなります。

6ページをお願いいたします。都市計画アセスの概略フローを示させていただいておりますが、都市計画審議会においてお諮りしますのは、フローの右下にございます、環境影響評価書作成後となります。お諮りいたします時期につきましては現時点では未定ではありますが、ほかの事例から考えますと、1年から2年後と推測されます。本日の説明から都市計画審議会への付議まで期間が空いてしまいますので、環境影響評価準備書の説明会が終わった頃に、また改めて都市計画審議会に手続の進捗状況等の報告をさせていただきたいと考えております。

続きまして、本日配布させていただきました、「(仮称)都市計画道路諏訪バイパス 都市計画道路の区間について」と書いてあります追加資料をご覧ください。諏訪バイパスにおいては、延長約11kmの区間を一体として環境影響評価の手続を進めておりますが、都市計画道路としましては、諏訪都市計画及び下諏訪都市計画、それぞれで都市計画変更の手続を行ってまいります。

諏訪バイパスは国道ですので、県が都市計画の変更を行いますが、諏訪バイパスの都市計画変更に伴いまして、接続する都市計画道路や用途地域について、諏訪市や下諏訪町の都市計画の変更が必要となりますので、諏訪市、下諏訪町と連携、協力しながら手続を進めてまいります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(大上議長)

どうもありがとうございました。この案件については、状況の報告ということでございますが、委員の皆様、何かご意見等ございますか。よろしいですかね、状況報告をいただいたということで。webでご出席の中澤委員さん、よろしいでしょうか。藤井委員さん、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

イ (仮称) 都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続について

(大上議長)

それでは、次に、その他のイ「(仮称)都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続について」の説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

建設部都市・まちづくり課の宮崎です。引き続き、よろしくお願いたします。それでは、「(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続について」、説明いたします。その他の資料2をご覧ください。お手元の資料とスクリーン及びモニターに示します資料は同様のものですので、見やすい方をご覧ください。

8ページをお願いいたします。はじめに(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線、通称中部横断自動車道の概要について説明いたします。昨年7月と11月にも事業の進捗状況について説明させていただいておりますが、現在の状況と今後の予定につきまして報告させていただきます。

中部横断自動車道は、起点の静岡県静岡市、旧清水市ですけれども、から終点長野県小諸市までを結ぶ、全体延長が約132km、4車線の自動車専用道路で、そのうち県内区間については上信越自動車道佐久小諸JCTから佐久南ICまでが平成23年に、八千穂高原ICまでが平成30年に暫定2車線で供用しております。

今回対象となる区間は、左の図に赤い○で示しました山梨県北杜市から長野県佐久穂町までの約40kmの未整備区間で、そのうち県内区間につきましては、右側の位置図に示します南牧村の山梨県境から八千穂高原ICまでの約28kmとなっております。未整備区間の長坂～八千穂間につきまして、平成22年から事業予定者である国土交通省関東地方整備局が、地域からの意見を聞き計画段階において事業評価を行う計画段階評価の手続を実施しています。計画段階評価の結果、長野県区間について、平成27年4月に一部1kmルート帯を含みます3kmルート帯が決定されました。

その後、長野県区間については、国土交通省長野国道事務所、長野県及び関係6町村で構成される「中部横断自動車道(長坂～八千穂)長野県区間に係る計画調整会議」が設置され、平成30年7月の第2回会議において、1kmルート帯及びインターチェンジの概略位置が決定されました。1kmルート帯及びインターチェンジの概略位置は、右側の位置図に示したとおりです。

県としましては、東信地域の産業、観光等の地域振興に資するとともに、長野県と東海地域の都市とを広域的に連絡し、連携強化が図られる道路であることから、都市計画道路として位置づけることとし、佐久小諸JCTから八千穂高原ICまでのうち佐久小諸JCT付近を小諸都市計画道路として、それ以外を佐久都市計画道路として平成8年に都市計画決定をしています。円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要であることから、今回の対象区間につきましても、佐久小諸JCTから八千穂高原ICまでと同様に都市計画道路として決定してまいりたいと考えております。

中部横断自動車道は高速自動車国道の新設の事業であり、これは環境影響評価法の第一種事業に該当するため、事業予定者である関東地方整備局が環境影響評価法に基づく計画段階配慮書に相当する手続を行ってまいりました。その後、令和元年5月に、都市計画決定権者である長野県、山梨県両県知事より、事業予定者である関東地方整備局長あてに都市計画法に基づく事務手続を行うことを環境影響評価法の規定により通知しました。これにより都市計画決定権者である長野県と山梨県が事業予定者に代わり、環境影響評価方法書以降の手続

を都市計画の手続と併せて行っております。

続きまして、9ページをご覧ください。こちらには、環境影響評価と都市計画の大まかな手続の流れを示しております。現在は、環境影響評価方法書の手続が完了し、中段に記載の調査・予測及び評価を行うための準備をしている段階です。今後、調査・予測及び評価を進めながら道路のルートを検討し、環境影響評価準備書を作成してまいります。

都市計画の手続につきましては、都市計画原案を作成した後、説明会や公聴会を開催するなど、地域の皆様のご意見をお聞きしながら都市計画の案を作成してまいります。環境影響評価準備書及び都市計画の案を作成しましたら、双方を同時に公告・縦覧することが環境影響評価法で定められております。縦覧したものについて、地域の意見を聞く機会を設け、その意見を踏まえて検討した環境影響評価書を作成し、都市計画の案とともに都市計画審議会の審議等を経まして、都市計画決定することとなります。

10ページをお願いします。10ページには、都市計画アセスの概略フローを示しております。上段に示しております環境影響評価の手続の流れに対し、事業予定者及び都市計画決定権者それぞれの手続を示しております。フローの左側にあります二点鎖線が、都市計画法に基づく事務手続を行うことを通知した令和元年5月の時点であり、この時点から事業予定者より環境影響評価の手続を引き継いでおります。また、ページ中央にあります点線が、現在の時点をフローの中に示したものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。ここでは、今後の手続の流れについて説明いたします。環境影響評価方法書に対する環境知事の意見、関係市町村長の意見、一般の意見がそれぞれ提出されており、提出された意見を参考として、環境影響評価方法書に記載の項目や手法に検討を加え、環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法の選定を行います。現在、選定の手続を行っているところであり、環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法を決定しましたら、本格的に環境調査に着手することになります。今後、選定した項目並びに調査・予測及び評価の手法をもとに、事業予定者が調査・予測及び評価を行いながらルート案の検討を行っていくこととなります。

12ページをお願いいたします。都市計画アセスの概略フローを示させていただいておりますが、都市計画審議会にお諮りしますのは環境影響評価書作成後となりますが、本日の説明から都市計画審議会への付議までかなりの期間が空いてしまいますので、フローにお示ししております段階において、改めて都市計画審議会に手続の進捗状況等の報告をさせていただきたいと考えております。説明は以上となります。

(大上議長)

どうもありがとうございました。この案件につきましても状況の報告ということですが、委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。課長さん、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高島都市・まちづくり課長)

すみません、事務局のほうでちょっと補足をさせていただきます。もう以前、委員の皆様の中の半分の方は、伊駒アルプスロード、153号の伊那と駒ヶ根を結ぶ道路のときに環境アセスと並行して都市計画決定をしたいということで審議会にお諮りしたことがございますが、新

しい委員さんもいらっしゃるので、なぜアセスと都市計画決定権者が一緒にやるかというのだけ、ちょっと根本的なところだけご説明させていただきますが。

このような大規模な施設につきましては、環境影響評価法で、距離とか、そういうもので決められておりますが、そもそも都市計画道路とか決定いたしますと、その区域の中には建物の制限がかかる、2階建て以上は建てられないとか地下構造物はだめだとか、そういうような制限がかかるようになります。それで、こういうようなものについて、アセスの部分で事業者がやっていて、一方、都市計画道路なら道路だけを先にやっていた場合、もしかしたら環境の状況によってはその道路の位置を変えなきゃいけないという判断もあり得るということでございます。事後の環境影響評価その他手続によって、都市計画を修正すべきということも考えられるということで。都市計画って、永久的に人に制限をかける部分がありますので、法の安定性上、一緒に、都市計画決定権者がアセスの手続もやるということで法律に決められておまして。

今回の最初の諏訪都市計画道路の関係につきましては、既に諏訪の都市計画道路として都市計画決定された道路を変更するということですので、必要な道路ということと、後で申し上げました佐久都市計画道路につきましては、都市計画区域内ですが、将来、ここに道路の位置が来るということを住民の皆様にお示しするとともに、今後の土地利用を含めてお示しする必要があることから、区域外についても都市計画道路を打ちたいということで進めております。

なお、先ほど宮崎補佐のほうで説明させていただきましたが、諏訪バイパスにつきましてはかなり後でご報告させていただくようになっておりますが、伊駒のときも公聴会をやったら反対があって、コミュニティが分断されるとかそういうお話もありましたので、都市計画の手続の中で公聴会をやった後、そんなような意見が出たときには当然報告させていただきたいと思っておりますので、最後までということじゃなくて、その段階段階で住民の皆様の見解についてはご報告させていただきたいと。また、それに対して委員の皆様の見解をいただきながら進めてまいりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

(大上議長)

ありがとうございました。いかがですか。何かご質問、ご意見等ございますか。webにてご出席の中澤委員さん、藤井委員さん、よろしいでしょうか。一人一人言ったほうがいいですかね、中澤委員さん、よろしいですか。

(中澤委員)

私、理解できてないところがあつたので教えていただきたいんですが。今回、長野県と山梨県ということで、環境アセスメントの方向につきましては、両県共通して今、項目も同じ内容で進めているという理解でよろしいでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

山梨県と長野県、両方で協力してやっているかというお尋ねでございますけれども。その都度、両県で打合せ等を行いながら、事業のほう、手続ですね、進めさせていただいていま

して、両方で連携しながらやっております。

(中澤委員)

すみません、説明が足りなかったようです。環境アセスメントの方法書の内容については、ほぼ同じ内容になっているのでしょうかという質問でした。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

失礼しました。同じ内容で、ルート帯は山梨県から長野県まで同じ延長、範囲でやっております、そのアセスにつきましても同じように進めさせていただいております。

(中澤委員)

ありがとうございました。

(幹事：都市・まちづくり課 高島都市・まちづくり課長)

すみません、ちょっと、若干補足いたしますけれども、アセスの方法書につきましては、山梨県と長野県で同時に手続を同じ日から進めていて、住民の説明会も一定の期間でやっているということになります。なお、最終的には、都市計画道路は長野県と山梨県、別々で都市計画決定するという形になりますので、アセスの内容についても環境の知事であります長野県知事側のほうについては長野県分を基本として、山梨県側は山梨県側として方法書をご説明させていただいた後、環境の知事からご意見もいただいておりますが、内容は長野県と山梨県、ちょっと、全部が一緒ということではございません。ただ、それも踏まえた中で、事業予定者をご協力のもと調査を進めていくという形になってございます。

(大上議長)

中澤委員さん、よろしいですか。

(中澤委員)

はい。詳しくご説明いただきありがとうございました。

(大上議長)

藤井委員さん、何かご意見等ございますか。

(藤井委員)

私のほうからは大丈夫です。ありがとうございます。

(大上議長)

どうもありがとうございました。それでは、これで本日予定していた議事は終了とさせていただきます。そのほかのことで委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。ないようですので、以上で議事は全て終了といたします。ご協力どうもありがとうございます。

ました。

3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたり慎重審議いただき、ありがとうございました。次回の開催日は、本日お配りしました「当日配布資料」の6ページにありますとおり、令和2年11月上旬を予定しております。先の日程で誠に恐縮ではございますけれども、委員の皆様には、本日お帰りの際、または9月18日金曜日までに、事務局へ返信くださいますよう、お願いいたします。

4 閉 会

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして、第205回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。